

平成21年度 第1回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

開催日及び場所	平成21年6月2日(火) 松江市役所 本館3階 入札室		
委 員	委員長 朝田 良作(島根大学法科大学院教授) 委員 有田 友子(島根地方労働審議会委員) 大野 敏之(弁護士) 金子 大二郎(松江工業高等専門学校名誉教授) 後藤 勇(公認会計士)		
審議対象期間	平成20年12月1日~平成21年3月31日		
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度実施の入札制度改善について ・落札率等の状況について ・入札方式別発注工事の状況について ・指名停止等の運用状況について ・松江市歴史資料館(仮称)建築主体工事について 		
審 議 事 項	抽出案件数 5件	(備考) 抽出の考え方(抽出担当委員) 次の点に着目し、抽出を行った。 ・落札率の高かった案件。 ・1社入札となった案件。 ・契約金額の大きな案件。 ・低入札価格で応札された案件。	
	一般		1.松江市歴史資料館(仮称)植栽庭園工事
	指名		2.玉造地区ポケットパーク整備工事
	随契		3.市道淞北台1号線舗装改良工事
			4.八雲山村広場テニスコート修繕工事
	5.島根町野井地区漁業集落排水施設支障移転工事		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見又は勧告の内容	なし		

参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札		
工事名	松江市歴史資料館（仮称）植栽庭園工事		
工期	平成21年2月26日～平成22年8月31日		
工事種別	造園工事		
工事概要	植栽庭園工事 ・資料館本館庭園 328 m ² ・アプローチ前庭 100 m ² ・ホール前庭 52 m ² ・西側植込み 70 m ² ・東側植込み 40 m ²		
入札参加資格	<p>特別共同企業体の構成要件</p> <p>以下の要件を満たす第1グループに属する1者と、第2グループに属する2者又は、第1グループに属する2者と、第2グループに属する1者によって結成される、特別共同企業体（JV）であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1グループ... 元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（出資比率20%以上の場合に限る）として、過去10年間において、完成した造園又は植栽工事の施工実績を有し、その施工実績のうち最大の請負金額が、1契約で2500万円以上であること。（ただし、1契約の過半が造園又は植栽工事であること） ・第2グループ...元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（出資比率20%以上の場合に限る）として、過去10年間において、完成した造園又は植栽工事の施工実績を有し、その施工実績のうち最大の請負金額が、1契約で2500万円未満であること。（ただし、1契約の過半が造園又は植栽工事であること） <p>営業所の所在地 建設業法に規定する主たる営業所（本店、本社等）を松江市内に有すること（市内業者）</p> <p>配置予定技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別共同企業体の代表者は、本件工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者（1級造園施工管理技士の資格を有する者）を工事現場に専任で配置することができる者であること。 ・特別共同企業体の構成員（代表者を除く）は、国家資格を有する主任技術者（1級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士の資格を有する者）を工事現場に専任で配置することができる者であること。 		
入札参加資格設定の理由及び経緯	<p>設定理由：発注形態については、近年松江市で同種の工事の例のない4000万円を超える大規模で高度な技術を要する日本庭園を中心とした植栽庭園工事であることから、「特別共同企業体」の発注形態とした。また、受注機会拡大の為、3者の特別共同企業体とし、その代表者には、品質確保の為、建築工事の一般競争入札基準に準じて2500万円以上の施工実績を求めた。構成員は、代表者になれる者以外とし、機会均等となるよう配慮した。</p> <p>経緯：平成20年12月22日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。</p>		
入札参加資格確認申請業者数	1JV（3社）		
入札参加業者数	1JV（辞退なし）	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	47,007,450円		
入札希望価格（税込）	43,785,000円		
契約金額（税込）	46,725,000円（落札率：99.40%）		
無資格理由の説明	該当なし		
入札の経緯及び結果	平成21年2月17日 開札 最低価格者：田部・庭の川島・井谷賀造園特別共同企業体 平成21年2月19日 資格審査の結果、田部・庭の川島・井谷賀造園特別共同企業体に落札決定。		

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札		
工事名	玉造地区ポケットパーク整備工事		
工期	平成20年12月26日～平成21年3月23日(工期変更後：平成21年7月31日まで)		
工事種別	土木一式工事		
工事概要	<p>ポケットパーク整備</p> <p>N=2 箇所 四阿(あずまや) N=2 基 玉石水路 L=20m 木柵 L=44m</p> <p>案内板 N=2 基 ブロック積擁壁 1式 足湯施設一式 手湯施設一式</p>		
入札参加資格	<p>平成20年度松江市建設工事競争入札参加資格者名簿に記載された土木一式工事の総合点数が801点以上であること</p> <p>(松江市の格付B以上に相当)</p> <p>営業所の所在地</p> <p>建設業法に規定する主たる営業所(本店、本社等)を松江市内に有すること</p> <p>(市内業者)</p> <p>配置予定技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者との直接的・恒常的な雇用関係 ・監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者 <p>施工実績</p> <p>過去10年間の公共工事において、1契約で2500万円以上の土木一式工事の施工実績があること。</p>		
入札参加資格設定の理由及び経緯	<p>設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。</p> <p>経緯：平成20年11月19日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。</p>		
入札参加資格確認申請業者数	11社		
入札参加業者数	8社(辞退3社)	無資格業者数	なし
予定価格(税込)	47,833,800円		
入札希望価格(税込)	44,625,000円		
契約金額(税込)	40,687,500円(落札率：85.06%)		
無資格理由の説明	該当なし		
入札の経緯及び結果	<p>平成20年12月18日 開札 最低価格者：(株)増原産業建設</p> <p>平成20年12月19日 資格審査の結果、(株)増原産業建設に落札決定。</p>		

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	市道湊北台1号線舗装改良工事
工期	平成21年1月17日～平成21年3月19日
工事種別	舗装工事
工事概要	舗装改良工事 L = 256m 路面切削工 A = 2100 m ² 凍結抑制舗装 A = 2100 m ² 自由勾配側溝 L = 6m 区画線工 一式 視線誘導標 1本
工事のランク	なし
指名業者数	16社
指名業者を選定した考え方	舗装工事の登録のある市内業者のうち下記の要件を満たす12社及び凍結抑制型（物理系）舗装の施工実績がある松江市内に契約を委任した営業所を有する4社を選定した。 アスファルトフィニッシャーを保有すること。（継続的なリース契約を含む。） オペレーターが恒常的に常籍していること。
入札参加業者数	12社（3社辞退、1社無効）
予定価格（税込）	16,993,200円
入札希望価格（税込）	15,540,000円
契約金額（税込）	14,175,000円（落札率：83.42%）
入札の経緯及び結果	平成21年1月14日 開札 大軌建設㈱に落札決定。

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	八雲山村広場テニスコート修繕工事
工期	平成21年3月14日～平成21年3月30日
工事種別	とび・土工・コンクリート工事
工事概要	人工芝張替え A = 240㎡
工事のランク	なし
指名業者数	8社
指名業者を選定した考え方	とび・土工・コンクリート工事の登録のある業者で、体育施設（人工芝）の施工実績がある8社を選定した。（市外業者）
入札参加業者数	4社（3社辞退、1社無効）
予定価格（税込）	2,454,900円
入札希望価格（税込）	2,247,000円
契約金額（税込）	1,134,000円（落札率：46.19%）
入札の経緯及び結果	平成21年3月 3日 開札 平成21年3月12日 公共工事低入札価格調査委員会において審議の結果、(株)スポーツテクノ和広に落札決定。

抽出事案説明書

入札方式	随意契約
工事名	島根町野井地区漁業集落排水施設支障移転工事
工期	平成21年1月28日～平成21年3月25日
工事種別	土木一式工事
工事概要	<p>管渠 VU 150mm 8.0m</p> <p>圧送管 VP 75mm 9.0m</p> <p>3号組立マンホール(1500mm) 1基</p> <p>既設1号組立マンホール(900mm) 6ヶ所調整</p> <p>着脱式水中汚水ポンプ(80mm×3.7kw) 2台</p> <p>ポンプ制御盤 1基</p>
随意契約の理由	<p>本工事は、島根県発注の道路改良事業に伴う既漁業集落排水施設(マンホールポンプ)の支障移転工事であり、当該道路改良工事区域内において、道路整形と一体的かつ連続的な施工手順を必要とする。</p> <p>また、狭隘な現道は近接工事による終日全面通行止が実施され、通り抜けが出来ないため、新たな業者による施工は困難である。加えて、施工責任の所在が明らかでなくなることから、下記の道路改良工事請負者以外に対応が出来ない。</p> <p>島根県発注工事名 松江鹿島美保関線野井工区電源立地地域対策交付金(道路改良)工事</p> <p>工事請負者名 (株)ヨムラ〔旧名：(株)春日工業〕</p>
適用条項	<p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号</p> <p>【不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。】</p>
予定価格(税込)	8,062,950円
契約金額(税込)	6,667,500円(請負率：82.69%)
見積の経緯及び結果	平成21年1月26日 見積書提出 (株)ヨムラと契約締結。

【報告事項について】

1. 平成 21 年度実施の入札制度改善について

(報告要旨)

- ・「松江市建設工事に関する契約規則」については、電子入札を導入すること及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことに伴い改正した。
- ・「松江市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱」及び「松江市建設工事入札参加資格格付要領」については、市内建設工事の内、土木一式及び建築一式工事業者の格付において、審査資料を求めるための改正と、各項目についての配点について改正したものである。これは、優れた技術力、社会性を兼ね備えた企業を評価するという観点から、主観点数について加点項目を見直すもので、企業の社会性に一層高い評価を与えることとしたものである。満点の場合、従来 280 点としていたものを 435 点に増やした。
- ・この加点の結果、最終的な格付けが資料にある。主観点数を増やしているため、平均点は上昇している。業者数は 2 年前にくらべ 10 社減っている。前年度の格付けの枠組みに準じて土木一式は ABCD のランク付けを、建築一式は ABC のランク付けを行った。
- ・「松江市建設工事入札参加者等選定要領」について、入札参加基準の改正概要を説明する。受注機会の平準化と競争性の確保のため、一般競争入札の参加資格について、1000 万円以上の工事より A ランク業者を参加可能とした。また、平成 21 年 6 月より土木一式工事で 500 万円以上の施工実績を有する D ランク業者について 1000 万円～4000 万円の価格帯で一般競争入札に参加ができるようにした。これに加え、全社辞退による入札不調対策として、指名競争入札に B ランク業者の参加を可能とした。この見直しについては、本入札監視委員会からの提言を受けて実施したものである。
- ・「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」について、以前は入札に付する工事すべて低入札価格調査制度を適用していた。調査基準価格を下回った場合調査を実施し、ほぼ全工事について落札決定していた。今回、工事価格帯に応じて、低入札価格調査制度と最低制限価格制度を採用することとした。また、ダンピング受注の排除または、下請業者保護の観点から低入札価格工事について調査基準額を引き上げるよう算定方法を見直した。以前は落札率を下げる方に改正をしてきたが、今回の改正では逆に落札率が上がる方向の改正となる。
- ・現場代理人の現場常駐義務を緩和した。工事によっては、金額の割には長期間現場代理人を拘束するものがある。このような場合現場代理人の不足により他の工事を受注できない場合があり、年度後半に参加者なしの入札不調が多くなることから、届出により兼務ができるように緩和したものである。対象とする工事については発注時に特記仕様書を添付し、承認の手続きを行うものとする。この件についても、本入札監視委員会からの提言を受けて実施したものである。

質 問 及 び 意 見

回 答

格付の資料で、登録業者数が減少しているが、倒産によるものか。

倒産によるものも多いが、その他として、これまで登録していたが自主的に申請を取り止めた業者もあったと考える。

低価格入札者に対する付加条件で、前払金の減額(40% 20%)とあるが、前払金が減ると資金調達が困難になり、不良工事を招く結果とならないか。

条件設定は、低価格で入札させないための抑止力として意図したものである。

業者にとって前払金の減額は厳しい付加条件である。抑止力としても効き過ぎるのではないか。

こちら厳しい条件であるという認識はあったが、制度改正後も低価格入札があり、当該入札者にヒアリングを行ったところ、この件も承知の上で入札したということであった。

あまりに厳しい条件を設定すると、工事の途中で放棄するような事例が出てくるのではないか。

<p>市もこの条件設定で効果が上がるか否か、実施してみないと分からないのだろう。今後も状況を見ながら改正されるとい理解でよいか。</p> <p>条件設定については、年度毎に見直しを図ることで検討してほしい。</p>	<p>国の動向を見ながら見直す考えでいる。年度中途での見直しは、対外的に混乱を招きかねないため、今年度はこの条件設定で実施していく考えでいる。</p>
---	---

2. 落札率等の状況について

(報告要旨)

- ・「落札率の推移」について、平成 20 年度は 19 年度と比較し、平均落札率が 1.12 ポイント下がった。これは、入札希望価格事前公表制度を試行したことにより、一定の効果があったものと推測している。
- ・「月別入札件数と落札率推移」について、平成 20 年度は 18・19 年度と比較し、年度後半(10 月以降)の落札率が高くなっている。年度後半は工事数が減少するとともに、小額工事が多くなる。業者も採算が取り難いため、このような結果になったと推測する。
- ・「工種別落札率推移」について、電気通信工事及び舗装工事は、慢性的に施工可能な業者が限られ、競争性が乏しく落札率が高くなっている。逆に管工事は競争性が働いていると考えられる。
- ・「価格帯別落札率推移」について、平成 20 年度は金額の小さい価格帯の落札率が高くなっている。逆に金額の大きい価格帯では落札率が低下傾向にある。これも業者の採算性が関係したものではないかと考えられる。
- ・「平成 18 年度、19 年度、20 年度入札執行状況」について、一般競争入札の執行状況については、18 年度 5 件、19 年度 89 件、20 年度 152 件と増加しており、落札率は低下傾向にある。ただし、18 年度は市外業者参加の大規模工事で低落札があり、平均落札率は例外的な数字である。(工事名：市道片岡深田線トンネル建設工事、請負者：森本組・サビイ JV、契約額：4 億 6 千万円、落札率：67.1%) また、指名競争入札の執行状況については、件数は徐々に減少しているが、対象が小額工事になってきており、落札率は上昇傾向にある。
- ・「登録工事業者分類表」について、平成 20 年度と 21 年度とでは、市内事業者、市内事業者以外とも多くの工種にわたり減少している。

質問及び意見

回答

入札希望価格と予定価格との関係について、算定方法はどのようにしているか。

平成 20 年度は、これまでの平均落札率を基に算定したものである。

3. 入札方式別発注工事の状況について

(報告要旨)

- ・今回の対象期間は、第 3 期として平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの発注分となる。
- ・年度の下期であるため、一般競争入札は 13 件と少なかった。一方、随意契約は第 1、2 期と無かったが、今期は 4 件あった。
- ・今期の発注合計件数は 128 件で、年度合計の約 30%であったが、契約合計金額については年度合計の約 7%であった。

質問及び意見

回答

特に意見なし

4. 指名停止等の運用状況について

(報告要旨)

- ・期間中 4 つの事案について、10 社に指名停止措置した。いずれも他自治体での独占禁止法違反や不法行為により本市でも指名停止措置を実施したものである。

質問及び意見	回答
<p>中国圏内の工事で処分をされた例は過去数年にあったか。県内ではどうか。</p>	<p>中国圏内では多数あるが、県内では平成20年度は無かった。</p>
<p>5. 松江市歴史資料館（仮称）建築主体工事について</p>	
<p>（報告要旨）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の入札監視委員会で継続審議することとされた、「松江市歴史資料館（仮称）建築主体工事」について、改めて報告する。 ・ 入札参加資格の設定により結果的に2社（共同企業体）のみの参加であった点について、第1グループとなることのできる業者数は、大手ゼネコン7社、市内2社の9社あったが、平成20年7月に（財）東京都新都市建設公社が発注する土木工事において、独占禁止法違反のため大手ゼネコン23社が課徴金納付命令等の審決が出されたことにより、大手ゼネコンが指名停止措置を懸念し、参加を控えたと考えられる。また、市内建設事業者団体からは歴史資料館等の大型工事の発注について、市内業者優先をするよう要望書を提出している経緯もあり、地元指定の第2グループ業者が大手ゼネコンとJVを結成することを拒否したと考えられる。結果的に地元業者のみのJVの参加となったものと考えられる。地元業者のみで結成できるのは最大2JVであった。 ・ 高落札率となった背景としては、設計金額を積算した平成20年6月と応札時の平成20年8月とでは鋼材類、燃料油等の建設資材が値上がりしていることが一因にある。また、地元業者は博物館施設の建設でJVの代表者となるのは初めてで、リスク等を考慮し、応札額を高く見積もったものと考えられる。 ・ 島根県の高落札率調査について調査したので報告する。島根県では予定価格を事前公表し、95%を超える高落札率であれば、一定の判断基準の下、高落札率調査を実施している。当該工事についても、島根県と同様に調査した結果、判断基準を2項目満たさず、ヒアリングの対象となることを確認した。ただし、高落札調査であるが、県の基準の下限を下回ったものであった。 ・ 特別共同企業体（JV）について、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」では、特別共同企業体は談合を誘発するものとして、単独での参加も認めるよう努力することとしている。松江市では単独で大規模工事の施工が可能な企業が少ないこと、地元企業の技術向上の観点から現行のJV制度を採用している。また、大規模工事の単独受注による影響に配慮し、事業者の受注機会の拡大を図るといふ、地元企業の振興という観点もある。 	
質問及び意見	回答
<p>第2グループの地元業者が大手ゼネコンとJVを結成することを拒否したと考えられることと、市内建設事業者団体から市内業者優先をするよう要望書を提出されたこととは、関連性があるか。</p> <p>地元業者からの要請も、場合によっては競争が阻害される動きとなりかねない。話し合いがなされ、大手ゼネコンと組まないこともカルテルと言えるのではないか。</p> <p>市としても様々な面に配慮しなければならないが、競争性の確保については今後も十分に注意してほしい。</p> <p>建設資材が値上がりしたことで、業者の方も施工計画の検討等大変であったと思う。99.6%という極めて高い率で1回目で落札しているが、これが2回目、3回目の札ならもっともだと思うのだが。概して落札率は依然として高いと感じる。年度比較からは減少してきているように見えるが、金額の大きい低入札の案件により平均が下がっている。今後も高い落札率について、問題意識を持ってほしい。</p>	<p>第2グループ該当の地元業者のほぼ全社が市内建設事業者団体に加盟しており、関連はあったのではないかと推測できる。</p> <p>今回は1社での参加は認めなかったが、認めれば県外の手ゼネコンが受注し、地元業者には恩恵が無くなるなど、難しい面もある。</p>

<p>JVについて、地元業者は大手ゼネコンと組むことをなぜ拒否するのか。大手の下請けのような形態になるの がいけないのか。</p> <p>JVで発注する場合、話し合いがなされ、談合を誘発することはこれまでも指摘されてきたところである。発注者側も様々な事情によりこのような形態を採られるわけであり、今後も発注方法については工夫を重ねていく必要がある。当委員会では引き続き監視を続けていくということによろしいか。</p> <p>(全委員、了承)</p>	<p>今回2年ぶりに地元業者と大手ゼネコンと組むJVに発注したが、これまでは地元も大手ゼネコンと多数組まれ、入札に参加されてきた。地元業者も大手と組むことで技術を習得することができ、後の別工事において、単独での施工が可能となった事例もある。大手とのJVを拒否されたのは、今回が初めてのケースであったが、今後はこの状況も加味して発注方法を検討していきたい。</p>
--	---

【審議事項について】

1. 一般競争入札【松江市歴史資料館(仮称)植栽庭園工事】

(説明のポイント)

- ・「松江市歴史資料館(仮称)」の本館の日本庭園をメインとする植栽庭園工事である。
- ・近年松江市で同種の工事の例がない14000万円を超える大規模で高度な技術を要する日本庭園を中心とした植栽庭園工事であることから、「特別共同企業体」の発注形態とした。日本庭園を市で整備するのは、約20年前に行った斎場以来となる。
- ・受注機会拡大のため、3社の特別共同企業体としたが、構成要件としては、第1グループに属する1社と、第2グループに属する2社または、第1グループに属する2社と、第2グループに属する1社によって結成されるものとした。その代表者には、品質確保の為、建築工事の一般競争入札基準に準じて2500万円以上の施工実績を求めた。構成員は、代表者になれる者以外とし、機会均等となるよう配慮した。
- ・入札参加業者数は、JV1社であった。第1グループに属する2社と、第2グループに属する1社の構成であった。
- ・落札率は99.40%と高落札率であった。このため、工事内訳書チェックシートにより各項目を確認した。各項目について、県の基準に準じた下限上限値を設定しているが、各項目とも基準内に収まるものであった。このためヒアリング対象にはならないが、加えて直接工事費の内訳についても分析を行った。市の積算とそれぞれ比較した結果、適正に積算されていることを確認した。

質問及び意見	回答
<p>結果的に1JVのみの参加となったが、市で考えるJVの組み合わせは何社あったか。</p> <p>参加申請があったのが1社のみで競争入札になるのか。競争相手がいないなら、いくらでも高く札を入れられるのではないか。</p> <p>参加申請が1社のみとなった場合、入札を数週間延期するなどの対策も必要ではないか。</p>	<p>登録業者数は合計25社あり、実績要件から第1グループには5社、第2グループには20社が入れる。したがって、第1グループに属する2社で構成されても3JV、最大で5JVが組み合わせ可能であった。</p> <p>1JVのみの参加は理論的には入札会まで分からないが、JVを組む際に業者間である程度話し合いはされており、参加者数も分かると推測される。</p> <p>入札参加資格の設定や入札日などは、公告に記載されており、市側で公告にないことを行うことは、作為的なものと取られかねない。</p>

<p>1 社のみで入札を進めることは、手続き上問題はないか。</p> <p>1 社参加で入札を行うのも、市の規則に沿ったものであるだろうが、今後の検討のモデルケースとなるのではないか。入札をやり直せるようにすることも考えられなくはないであろう。今後の課題として検討された方がよい。</p> <p>今後の課題として整理されることとして、本案件は現行の制度の中で適切に行われているということであるか。</p> <p>(全委員、了承)</p>	<p>手続き上は問題ない。</p> <p>合法的な手続きに基づいて処理したものはあるが、競争入札という観点からは問題があると認識している。今後の対策について検討していきたい。</p>
<p>2．一般競争入札【玉造地区ポケットパーク整備工事】</p>	
<p>(説明のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉造温泉の観光客等による賑わい創出を目的として、あずまや、足湯、手湯施設など 2 箇所を整備するものである。工期変更により現在も工事期間中で 7 月末の完成予定である。 ・資格要件については、「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」に基づき設定した。 ・入札参加資格確認申請業者数は 11 社あったが、辞退が 3 社あり、8 社参加で入札を行った。 	
<p>質 問 及 び 意 見</p>	<p>回 答</p>
<p>落札率ではなく、契約金額が大きかったため抽出した事案であった。</p> <p>本案件は適切に手続きを行われているということであるか。</p> <p>(全委員、了承)</p>	
<p>3．指名競争入札【市道淞北台 1 号線舗装改良工事】</p>	
<p>(説明のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淞北台団地までの勾配のある市道について、凍結抑制型舗装等の改良工事を行ったものである。 ・発注時は舗装改良工事の延長を 256m としていたが、設計変更し 220m とした。 ・舗装工事の登録のある市内業者のうち、要件を満たす 12 社及び凍結抑制型（物理系）舗装の施工実績がある松江市内に契約を委任した営業所を有する 4 社の計 16 社を選定した。この内、3 社が辞退、1 社を無効とし、12 社参加で入札を行った。 	
<p>質 問 及 び 意 見</p>	<p>回 答</p>
<p>舗装改良工事の延長が減ったのはどういう理由からか。</p> <p>延長が 15% も減っているが、請負金額はこのままでいいか。</p>	<p>県道に接続する交差点の整備工事が別途行われたため、整備範囲が縮小された。</p> <p>出来高精算を行うこととしている。変更設計金額に請負率をかけたものを変更契約額としている。</p>

<p>請負業者が既に材料などを手配していた場合、今回のような発注側の事情によって損益を与えることにならないか。</p> <p>入札時に1社だけ「無効」として処理されているが、どういう事由であったか。</p> <p>本案件は、適切に手続きを行われているということでよろしいか。</p> <p>(全委員、了承。)</p>	<p>出来るだけ受注者に損益が被らないように、早急に業者と協議を行うように努めている。</p> <p>入札書の郵送方法が書留郵便でなかったため、無効として処理した。入札仕様書に記載するルールに沿ったものである。</p>
--	---

4. 指名競争入札【八雲山村広場テニスコート修繕工事】

(説明のポイント)

- ・テニスコートの人工芝破損箇所の張替工事を行ったものである。
- ・とび・土工・コンクリート工事の登録のある業者で、体育施設(人工芝)の施工実績がある市外業者8社を選定した。
- ・落札率が46.19%と調査基準価格を下回るものであったため、落札決定を保留し、公共工事低入札価格調査委員会で審議した。今回の低入札価格で応札した要因についてヒアリング調査を実施したところ、当該業者は全国規模で体育施設の工事を行っており、材料の大量取引により安価に調達出来るということが主な要因であった。審議の結果、適正な工事施工が可能であると判断し、落札決定した。

質問及び意見

回答

市の設計より大幅に安い価格で受注されたことから、次回同様の工事があった場合、設計額を見直すことになるか。

請け負うこととなった1社の提示額が他社と比較し、極端に安いものであったため、今後の設計に影響するものではない。

本案件は、低入札価格ではあったが、市の調査委員会において審査され、適切に手続きを行われているということでよろしいか。

(全委員、了承。)

5. 随意契約【島根町野井地区漁業集落排水施設支障移転工事】

(説明のポイント)

- ・随意契約とした理由について、本件は、島根県が発注する道路改良工事に伴う既漁業集落排水施設の支障移転工事であり、当該道路改良工事区域内において、道路整形と一体的かつ連続的な施工手順を必要とするものである。また、現道も狭隘であり、近接工事による終日全面通行止が実施され、通り抜けが出来ないため、新たな業者による施工は困難である。加えて、施工責任の所在が明らかでなくなることから、道路改良工事請負者以外に対応が出来ないものとした。適用条項は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号である。

質問及び意見

回答

請負率が82.69%と随意契約としては良心的な金額で請け負われているが、もっと高くても契約できたものか。例えば99.99%の見積もりでも受け付けるか。

予定価格を下回る金額であれば、受理せざるを得ない。今回、低い見積額を提示されたのは、島根県発注の元工事の請負期間中で、現場事務所等の共通費が削減できたことが一因と考えられる。同じ市で元工事を行っているのならば、設計段階から経費を削減することも出来た。

<p>希望価格は随意契約を行う際にもあるか。</p> <p>今回の見積もりは複数の業者から徴収しているか。</p> <p>本案件についても、適切に手続きが行われているということでしょうか。</p> <p>(全委員、了承。)</p>	<p>工事で入札を行う場合のみ、入札希望価格を設定し、事前公表している。</p> <p>今回の場合のように、現場の状況から、施工可能な業者1社と随意契約を締結するものは、他社からの見積もりは徴収していない。随意契約を行う場合において、金額が低く見積もりで足りる場合であっても、特別な理由がない限り複数の業者から徴収している。</p>
<p>(その他)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金子委員におかれては、松江工業高等専門学校を退官されたことに伴い、今回を持って委員を退任されることとなった。後任については別途選出する。 2. 次回の会議日程は、平成21年10月初旬での開催予定とし、調整する。 3. 抽出対象期間は平成21年4月1日から平成21年7月31日とし、抽出委員は松江市入札監視委員会運営要領の規定により、有田委員とされた。 <p style="text-align: right;">以上</p>	